

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。
※就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの
利用料が無償化されます。

【対象者・利用料】

★幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- * 幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。
- * 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- * 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

★0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- * さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

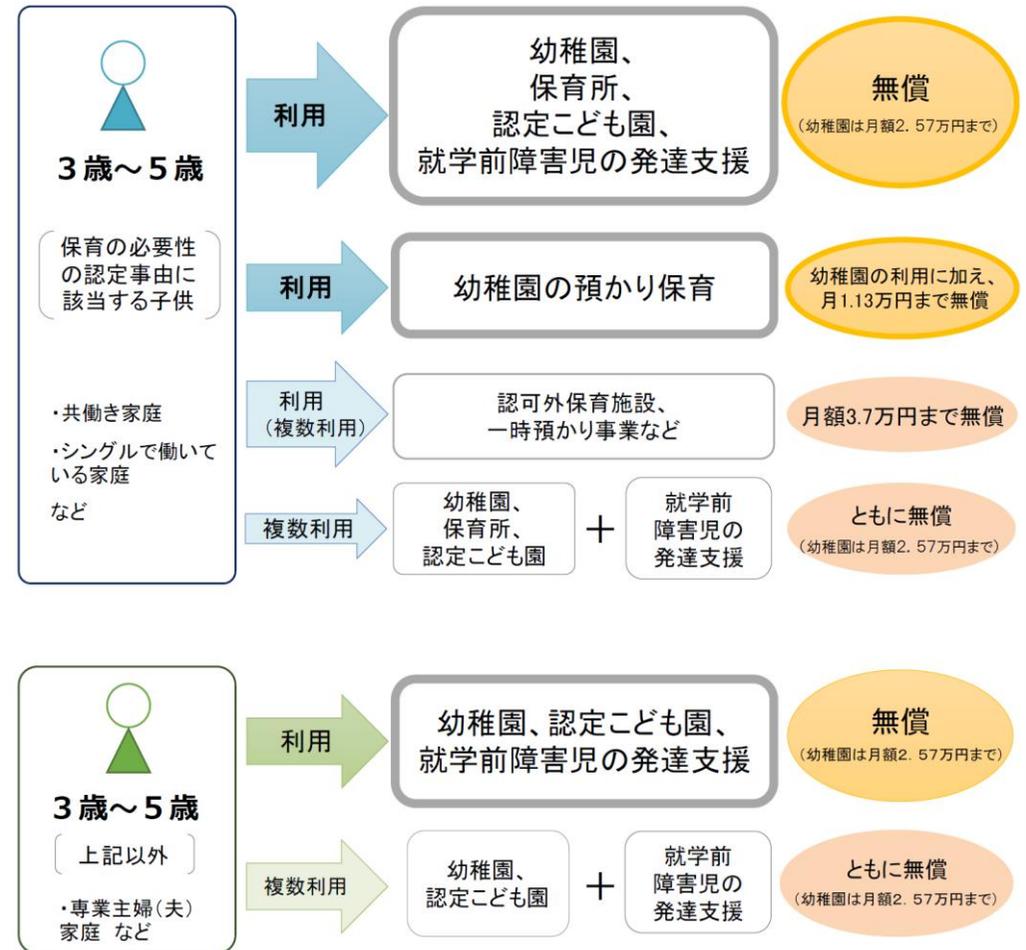
★幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子どもたちは、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で利用料が無償化されます。

- * 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※町では、9月現在の認定状況から、申請が必要な方には、別途お知らせいたします。

★認可外保育施設等(※1)を利用する3~5歳児は月額 3.7 万円まで、住民税非課税世帯の0~2歳児は、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

- ※1 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- * 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- * 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。